

住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の概要

※制度の概要につきましては、国土交通省のホームページをご参照ください。

「住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置について」<http://www.mlit.go.jp/common/001088189.pdf>

【非課税限度額加算の対象基準】

新築住宅	既存住宅(中古住宅)	増改築等
次のいずれか ①断熱等性能等級4 又は 一次エネルギー消費量等級4以上 ②耐震等級(構造躯体の倒壊等防止) 2以上 又は 免震建築物 ③高齢者等配慮対策等級(専用部分)3以上	次のいずれか ①断熱等性能等級4 又は 一次エネルギー消費量等級4以上と同程度 ②耐震等級(構造躯体の倒壊等防止) 2以上 又は 免震建築物 ③高齢者等配慮対策等級(専用部分)3以上	次のいずれか ①断熱等性能等級4 又は 一次エネルギー消費量等級4以上と同程度 ②耐震等級(構造躯体の倒壊等防止) 2以上 又は 免震建築物 ③高齢者等配慮対策等級(専用部分)3以上

※ 各等級は、住宅性能表示制度の性能等級(評価方法基準(平成13年国土交通省告示1347号))です。
※ 既存住宅及び増改築等に係る②・③は、評価方法基準のうち、既存住宅に係る基準により判断します。

【確定申告時の必要書類】

■ 全ての方が提出する書類

- ①計算明細書 ②受贈者の戸籍謄本 ③贈与年の所得金額を明らかにする書類 ④請負・売買契約書
 - ⑤登記事項証明書 ⑥受贈者の戸籍の附票の写し
 - ⑦増改築等工事証明書 (第1号工事の場合は確認済証の写し又は検査済証の写しでも可)
 - ⑧リフォーム工事瑕疵保険付保証明書(第7号工事の場合のみ)
 - ⑨耐震基準適合証明書、建設住宅性能評価書、既存住宅売買瑕疵保険付保証明書のいずれか
- ※ ⑤は新築・既存のみ ⑥・⑦・⑧は増改築等のみ ⑨は一定築年数(木造20年・耐火建築物25年)を超える既存のみ

+

■ 非課税限度額加算を申請する方が提出する書類

新築住宅	既存住宅(中古住宅)	増改築等
次のいずれかの書類 ・住宅性能証明書 ・建設住宅性能評価書の写し ・認定長期優良住宅に係る認定通知書及び認定長期優良住宅建築証明書等 ・認定低炭素住宅に係る認定通知書及び認定低炭素住宅建築証明書等	次のいずれかの書類 ・住宅性能証明書 ・既存住宅に係る建設住宅性能評価書の写し(耐震等級・免震建築物、高齢者等配慮対策等級(専用部分)のみ) ※1	次のいずれかの書類 ・住宅性能証明書 ・既存住宅に係る建設住宅性能評価書の写し(耐震等級・免震建築物、高齢者等配慮対策等級(専用部分)のみ) ※2

※1 既存住宅(中古住宅)を取得する場合の建設住宅性能評価書は、その取得の前2年以内又は取得の日以降に評価されたもの
※2 増改築等工事が第8号の場合は、増改築等工事証明書の提出で足り、住宅性能証明書又は建設住宅性能評価書は提出不要

JIOがおこなう業務のご案内

【業務内容】住宅性能証明及び増改築等工事証明業務

【業務区域】日本全域

【業務の流れ】



※1 現場検査は設計図書審査の適合後にお申込みいただけます。

設計図書審査の適合後にお送りする検査予約申込書でお申込みください。

※2 証明書の交付には登記事項証明に記載の家屋番号及び所在地が必要となります。

現場検査の適合後にお送りする家屋番号等通知書でお知らせください。

省エネルギー性		断熱等性能等級4		
証明書種別	建物種別	設計図書等での確認	現場検査及びタイミング	
住宅性能証明書	住宅の新築	設計図書等により躯体及び開口部の断熱性能、結露の発生防止対策の基準との照合	目視、計測等により設計図書どおりの確認 断熱材、開口部、結露防止対策(防湿層・通気層・防風層)工事の完了時	
	新築住宅の取得	設計図書等により躯体及び開口部の断熱性能、結露の発生防止対策の基準との照合	小屋裏点検口、スイッチ、コンセント等から断熱材の設置を確認 竣工時	
	既存住宅(中古)の取得	下記以外	設計図書等により躯体及び開口部の断熱性能、結露の発生防止対策の基準との照合	現況
		新築時の建設住宅性能評価書 又は フラット35S適合証明書の取得住宅	・建設住宅性能評価書の断熱等性能等級の評価が等級4であることの確認 又は ・フラット35S適合証明書の適用する基準が省エネルギー性(断熱性等性能等級4)であることの確認 新築時の建設された状態から変更がないことを確認	
	住宅の増改築等	改修前と改修後の設計図書等により躯体及び開口部の断熱性能、結露の発生防止対策の基準との照合	目視、計測等により設計図書どおりの確認 断熱材、開口部、結露防止対策(防湿層・通気層・防風層)工事の完了時	
増改築等工事証明書 第8号工事(*)	住宅の増改築等	改修前と改修後の設計図書等により躯体及び開口部の断熱性能、結露の発生防止対策の基準との照合	目視、計測等により設計図書どおりの確認 断熱材、開口部、結露防止対策(防湿層・通気層・防風層)工事の完了時	
省エネルギー性		一次エネルギー消費量等級4以上		
証明書種別	建物種別	設計図書等での確認	現場検査及びタイミング	
住宅性能証明書	住宅の新築	設計図書等により躯体及び開口部の断熱性能、一次エネルギー消費量の基準との照合	目視により一次エネルギー消費量で考慮した設備機器の確認及び小屋裏点検口、スイッチ、コンセント等からの断熱材設置状況の確認 竣工時	
	新築住宅の取得	設計図書等により躯体及び開口部の断熱性能、一次エネルギー消費量の基準との照合	目視により一次エネルギー消費量で考慮した設備機器の確認及び小屋裏点検口、スイッチ、コンセント等からの断熱材設置状況の確認 竣工時	
	既存住宅(中古)の取得	下記以外	設計図書等により躯体及び開口部の断熱性能、一次エネルギー消費量の基準との照合	現況
		新築時の建設住宅性能評価書 又は フラット35S適合証明書の取得住宅	・建設住宅性能評価書の一次エネルギー消費量等級の評価が等級4以上であることの確認 又は ・フラット35S適合証明書の適用する基準が省エネルギー性(一次エネルギー消費量等級4以上又は認定低炭素住宅)であることの確認 新築時の建設された状態から変更がないことを確認	
	住宅の増改築等	改修前と改修後の設計図書等により躯体及び開口部の断熱性能、一次エネルギー消費量の基準との照合	目視により一次エネルギー消費量で考慮した設備機器の確認及び小屋裏点検口、スイッチ、コンセント等からの断熱材設置状況の確認 竣工時	
増改築等工事証明書 第8号工事(*)	住宅の増改築等	改修前と改修後の設計図書等により躯体及び開口部の断熱性能、一次エネルギー消費量の基準との照合	目視により一次エネルギー消費量で考慮した設備機器の確認及び小屋裏点検口、スイッチ、コンセント等からの断熱材設置状況の確認 竣工時	
増改築等工事証明書 第1号～第7号(*)	住宅の増改築等	「増改築等工事証明(第1号～第7号工事)業務のご案内」参照		

(*) 第1号～第7号の工事に該当する場合で非課税限度額の加算を申請する場合は、増改築等工事証明書に加え、住宅性能証明書又は既存住宅に係る建設住宅性能評価書が必要です。第8号工事に該当する場合は、増改築等工事証明書のみ必要となります。

第1号: 増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替

第2号: 区分所有する部分の床(主要構造部である床)等の過半について行う修繕又は模様替(第1号工事以外のもの)

第3号: 家屋のうち、居室等の一室の床又は壁の全部について行う修繕又は模様替(第1号～第2号工事以外のもの)

第4号: 現行の耐震基準に適合させるための修繕又は模様替(第1号～第3号工事以外のもの)

第5号: 高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための修繕又は模様替(第1号～第4号工事以外のもの)

第6号: エネルギーの使用の合理化に資する修繕又は模様替(第1号～第5号工事以外のもの)

第7号: 給水管、排水管又は雨水の侵入を防止する部分に係る修繕又は模様替(当該家屋の瑕疵を担保すべき責任の履行に関し国土交通大臣が財務大臣と協議して定める保証保険契約が締結されているもの)に限り、第1号～第6号工事以外のもの)

第8号: エネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋、大規模な地震に対する安全性を有する住宅用の家屋又は高齢者等が自立した日常生活を営むのに特に必要な構造及び設備の基準に適合する住宅用の家屋として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合させるための修繕又は模様替(第1号～第7号工事以外のもの)

(参考) 住宅リフォームの税制の手引き(一般社団法人住宅リフォーム推進協議会) http://www.j-reform.com/zeisei/pdf/zeisei27_honpen.pdf#page=145

耐震性		耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)2以上又は免震建築物			
証明書種別	建物種別	設計図書等での確認	現場検査及びタイミング		
住宅性能証明書	住宅の新築	設計図書等により計算方法及び耐震性能に関する基準との照合	目視、計測等により設計図書どおりの確認	屋根工事完了時	
	新築住宅の取得	設計図書等により計算方法及び耐震性能に関する基準との照合	目視又は計測により劣化事象等が認められないことを確認	竣工時	
	既存住宅(中古)の取得	下記以外	設計図書等により計算方法及び耐震性能に関する基準との照合	目視又は計測により劣化事象等が認められないことを確認	現況
		新築時の建設住宅性能評価書又はフラット35S適合証明書の取得住宅	・建設住宅性能評価書の耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)の評価が等級2以上又は免震建築物であることの確認 又は ・フラット35S適合証明書の適用する基準が耐震性であることの確認	新築時の建設された状態から変更がないことを確認	
	住宅の増改築等	改修に係る設計図書等により計算方法及び耐震性能に関する基準との照合	目視又は計測により劣化事象等が認められないことを確認	構造躯体の完了時	
増改築等工事証明書第8号工事(*)	住宅の増改築等	改修に係る設計図書等により計算方法及び耐震性能に関する基準との照合	目視又は計測により劣化事象等が認められないことを確認	構造躯体の完了時	
バリアフリー性		高齢者等配慮対策等級(専用部分)3以上			
証明書種別	建物種別	設計図書等での確認	現場検査及びタイミング		
住宅性能証明書	住宅の新築	設計図書等により高齢者等配慮に関する基準との照合	目視、計測等により設計図書どおりの確認	竣工時	
	新築住宅の取得	設計図書等により高齢者等配慮に関する基準との照合	目視、計測等により設計図書どおりの確認	竣工時	
	既存住宅(中古)の取得	下記以外	設計図書等により高齢者等配慮に関する基準との照合	目視、計測等により設計図書どおりの確認	現況
		新築時の建設住宅性能評価書又はフラット35S適合証明書の取得住宅	・建設住宅性能評価書の高齢者等配慮対策等級(専用部分)の評価が等級3以上であることの確認 又は ・フラット35S適合証明書の適用する基準がバリアフリー性であることの確認	新築時の建設された状態から変更がないことを確認	
	住宅の増改築等	改修に係る設計図書等により高齢者等配慮に関する基準との照合	目視、計測等により設計図書どおりの確認	竣工時	
増改築等工事証明書第8号工事(*)	住宅の増改築等	改修に係る設計図書等により高齢者等配慮に関する基準との照合	目視、計測等により設計図書どおりの確認	竣工時	
増改築等工事証明書第1号～第7号(*)	住宅の増改築等	「増改築等工事証明(第1号～第7号工事)業務のご案内」参照			

(*)第1号～第7号の工事に該当する場合で非課税限度額の加算を申請する場合は、増改築等工事証明書に加え、住宅性能証明書又は既存住宅に係る建設住宅性能評価書が必要です。第8号工事に該当する場合は、増改築等工事証明書のみ必要となります。

第1号: 増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替

第2号: 区分所有する部分の床(主要構造部である床)等の過半について行う修繕又は模様替(第1号工事以外のもの)

第3号: 家屋のうち、居室等の一室の床又は壁の全部について行う修繕又は模様替(第1号～第2号工事以外のもの)

第4号: 現行の耐震基準に適合させるための修繕又は模様替(第1号～第3号工事以外のもの)

第5号: 高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための修繕又は模様替(第1号～第4号工事以外のもの)

第6号: エネルギーの使用の合理化に資する修繕又は模様替(第1号～第5号工事以外のもの)

第7号: 給水管、排水管又は雨水の侵入を防止する部分に係る修繕又は模様替(当該家屋の瑕疵を担保すべき責任の履行に関し国土交通大臣が財務大臣と協議して定める保証保険契約が締結されているものに限り、第1号～第6号工事以外のもの)

第8号: エネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋、大規模な地震に対する安全性を有する住宅用の家屋又は高齢者等が自立した日常生活を営むのに特に必要な構造及び設備の基準に適合する住宅用の家屋として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合させるための修繕又は模様替(第1号～第7号工事以外のもの)

(参考)住宅リフォームの税制の手引き(一般社団法人住宅リフォーム推進協議会) http://www.j-reform.com/zeisei/pdf/zeisei27_honpen.pdf#page=145

■住宅性能証明書

※表中の表示額は全て税抜き【単位：円】

省エネルギー性	断熱等性能等級4				図書変更 確認 (1回毎)	現場 再検査 (1回毎)
	※1) 上記性能が確認できる証明書等あり		※1) 上記性能が確認できる証明書等なし			
	※2) 単独	※3) 他検査同時	※2) 単独	※3) 他検査同時		
住宅の新築又は新築住宅の取得	30,000	23,000	43,000	36,000	15,000	13,500
既存住宅の取得	30,000	23,000	43,000	36,000	15,000	13,500
住宅の増改築等	—	—	43,000	36,000	15,000	13,500

省エネルギー性	一次エネルギー消費量等級4以上				図書変更 確認 (1回毎)	現場 再検査 (1回毎)
	※1) 上記性能が確認できる証明書等あり		※1) 上記性能が確認できる証明書等なし			
	※2) 単独	※3) 他検査同時	※2) 単独	※3) 他検査同時		
住宅の新築又は新築住宅の取得	30,000	23,000	53,000	41,000	15,000	13,500
既存住宅の取得	30,000	23,000	53,000	41,000	15,000	13,500
住宅の増改築等	—	—	53,000	41,000	15,000	13,500

耐震性	耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)2以上・免震建築物				図書変更 確認 (1回毎)	現場 再検査 (1回毎)
	※1) 上記性能が確認できる証明書等あり		※1) 上記性能が確認できる証明書等なし			
	※2) 単独	※3) 他検査同時	※2) 単独	※3) 他検査同時		
住宅の新築又は新築住宅の取得	30,000	23,000	60,000	48,000	15,000	13,500
既存住宅の取得	30,000	23,000	60,000	48,000	15,000	13,500
住宅の増改築等	—	—	60,000	48,000	15,000	13,500

バリアフリー性	高齢者等配慮対策等級(専用部分)3以上				図書変更 確認 (1回毎)	現場 再検査 (1回毎)
	※1) 上記性能が確認できる証明書等あり		※1) 上記性能が確認できる証明書等なし			
	※2) 単独	※3) 他検査同時	※2) 単独	※3) 他検査同時		
住宅の新築又は新築住宅の取得	30,000	23,000	43,000	36,000	15,000	13,500
既存住宅の取得	30,000	23,000	43,000	36,000	15,000	13,500
住宅の増改築等	—	—	43,000	36,000	15,000	13,500

■増改築等工事証明書(8号工事)

※表中の表示額は全て税抜き【単位：円】

種別	断熱等性能		一次エネルギー消費量		耐震性		バリアフリー性		図書変更 確認 (1回毎)	現場 再検査 (1回毎)
	※2) 単独	※3) 他検査同時	※2) 単独	※3) 他検査同時	※2) 単独	※3) 他検査同時	※2) 単独	※3) 他検査同時		
第8号工事	43,000	36,000	53,000	41,000	60,000	48,000	43,000	36,000	15,000	13,500

■増改築等工事証明書(1～7号工事)

※表中の表示額は全て税抜き【単位：円】

種別	※2) 単独	※3) 他検査同時	※4) 検査なし	図書変更確認 (1回毎)	現場再検査(1回毎)
第1号～第3号工事	37,000	27,000	22,000	15,000	13,500
第4号工事	60,000	50,000	40,000	15,000	13,500
第5号工事	別途見積				
第6号工事	別途見積				
第7号工事	別途見積				

■証明書再発行

1通あたり 5,000円(税抜き)

・手数料には住宅性能証明書及び増改築等工事証明書交付に必要な図書審査及び増改築等工事証明書(1号～7号)※4) 検査なしの場合を除き、現場検査(以下「本検査」といいます。)1回分を含んでおります。申請者の都合により、図書審査完了後(申請図書基準適合通知書の発行後)の設計変更等による図書変更確認や現場再検査が必要となる場合は、別途手数料を申し受けます。

・手数料は申請受付時点までのご請求となり、現場検査の実施がなく取り下げされた場合は、※2) 単独は 9,500円(税抜き)、※3) 他検査同時は3,500円(税抜き)を返金いたします。なお、銀行振込みによる返金は、振込み手数料をご負担いただきます。

・現場検査に際し建築地が沖縄(本島を除く)及び島嶼部の場合は、上記手数料の他に交通費、宿泊費及び付帯経費を見積もりし加算します。ただし、JIOが同時に実施する他の現場検査で当該費用を加算した場合は、不要となります。

※1) 証明書等とは、新築住宅ではJIOが交付した又は交付する設計住宅性能評価書、長期優良住宅または低炭素建築物技術的審査の適合証、現金取得者向け新築対象住宅証明書、省エネ住宅ポイント対象住宅証明書及び【フラット35】Sの適合証明書(注)を指し、既存住宅では建設住宅性能評価書及び【フラット35】Sの適合証明書(注)を指します。

(注)住宅事業建築主の判断の基準(通称:トップランナー基準)に適合する住宅を除く

※2) 単独とは、本検査の現場検査を単独で実施する場合を指します。

※3) 他検査同時とは、JIOが行う瑕疵保険、適合証明の現場検査と本検査を同時に実施する場合を指します。

※4) 検査なしとは、申請時に所定の書類が揃い現場検査を実施しない場合を指します。所定の書類は、業務の案内をご確認ください。

■住宅性能証明書

※表中の表示額は全て税抜き【単位：円】

省エネルギー性	断熱等性能等級4				図書変更 確認 (1回毎)	現場 再検査 (1回毎)
	※1) 上記性能が確認できる証明書等あり		※1) 上記性能が確認できる証明書等なし			
	※2) 単独	※3) 他検査同時	※2) 単独	※3) 他検査同時		
住宅の新築又は新築住宅の取得	30,000	23,000	43,000	36,000	15,000	13,500
既存住宅の取得	30,000	23,000	43,000	36,000	15,000	13,500
住宅の増改築等	—	—	43,000	36,000	15,000	13,500

省エネルギー性	一次エネルギー消費量等級4以上				図書変更 確認 (1回毎)	現場 再検査 (1回毎)
	※1) 上記性能が確認できる証明書等あり		※1) 上記性能が確認できる証明書等なし			
	※2) 単独	※3) 他検査同時	※2) 単独	※3) 他検査同時		
住宅の新築又は新築住宅の取得	30,000	23,000	53,000	41,000	15,000	13,500
既存住宅の取得	30,000	23,000	53,000	41,000	15,000	13,500
住宅の増改築等	—	—	53,000	41,000	15,000	13,500

耐震性	耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)2以上・免震建築物				図書変更 確認 (1回毎)	現場 再検査 (1回毎)
	※1) 上記性能が確認できる証明書等あり		※1) 上記性能が確認できる証明書等なし			
	※2) 単独	※3) 他検査同時	※2) 単独	※3) 他検査同時		
住宅の新築又は新築住宅の取得	別途見積					
既存住宅の取得	別途見積					
住宅の増改築等	別途見積					

バリアフリー性	高齢者等配慮対策等級(専用部分)3以上				図書変更 確認 (1回毎)	現場 再検査 (1回毎)
	※1) 上記性能が確認できる証明書等あり		※1) 上記性能が確認できる証明書等なし			
	※2) 単独	※3) 他検査同時	※2) 単独	※3) 他検査同時		
住宅の新築又は新築住宅の取得	30,000	23,000	43,000	36,000	15,000	13,500
既存住宅の取得	30,000	23,000	43,000	36,000	15,000	13,500
住宅の増改築等	—	—	43,000	36,000	15,000	13,500

■増改築等工事証明書(8号工事)

※表中の表示額は全て税抜き【単位：円】

種別	断熱等性能		一次エネルギー消費量		耐震性		バリアフリー性		※5) 図書 変更確認 (1回毎)	※5) 現場 再検査 (1回毎)
	※2) 単独	※3) 他検査同時	※2) 単独	※3) 他検査同時	※2) 単独	※3) 他検査同時	※2) 単独	※3) 他検査同時		
第8号工事	43,000	36,000	53,000	41,000	別途見積		43,000	36,000	15,000	13,500

■増改築等工事証明書(1～7号工事)

※表中の表示額は全て税抜き【単位：円】

種別	※2) 単独	※3) 他検査同時	※4) 検査なし	図書変更確認 (1回毎)	現場再検査(1回毎)
第1号～第3号工事	37,000	27,000	22,000	15,000	13,500
第4号工事	別途見積				
第5号工事	別途見積				
第6号工事	別途見積				
第7号工事	別途見積				

■証明書再発行

1通あたり 5,000円(税抜き)

・手数料には住宅性能証明書及び増改築等工事証明書交付に必要な図書審査及び増改築等工事証明書(1号～7号)※4) 検査なしの場合を除き、現場検査(以下「本検査」といいます。)1回分を含んでおります。申請者の都合により、図書審査完了後(申請図書基準適合通知書の発行後)の設計変更等による図書変更確認や現場再検査が必要となる場合は、別途手数料を申し受けます。

・手数料は申請受付時点までのご請求となり、現場検査の実施がなく取り下げされた場合は、※2) 単独は 9,500円(税抜き)、※3) 他検査同時は3,500円(税抜き)を返金いたします。なお、銀行振込みによる返金は、振込み手数料をご負担いただきます。

・現場検査に際し建築地が沖縄(本島を除く)及び島嶼部の場合は、上記手数料の他に交通費、宿泊費及び付帯経費を見積もりし加算します。ただし、JIOが同時に実施する他の現場検査で当該費用を加算した場合は、不要となります。

※1) 証明書等とは、新築住宅ではJIOが交付した又は交付する設計住宅性能評価書、長期優良住宅または低炭素建築物技術的審査の適合証、現金取得者向け新築対象住宅証明書、省エネ住宅ポイント対象住宅証明書及び【フラット35】Sの適合証明書(注)を指し、既存住宅では建設住宅性能評価書及び【フラット35】Sの適合証明書(注)を指します。

(注)住宅事業建築主の判断の基準(通称:トップランナー基準)に適合する住宅を除く

※2) 単独とは、本検査の現場検査を単独で実施する場合を指します。

※3) 他検査同時とは、JIOが行う瑕疵保険、適合証明の現場検査と本検査を同時に実施する場合を指します。

※4) 検査なしとは、申請時に所定の書類が揃い現場検査を実施しない場合を指します。所定の書類は、業務の案内をご確認ください。

※5) 耐震性の手料金は別途見積となります。

住宅性能証明及び増改築等工事証明(第8号工事)の必要図書

【贈与税の非課税措置に係る
平成27年度税制改正】

(2015年4月1日以降の申請から適用)

(★)はJIOのホームページからダウンロードができます。

共通	申請書類の種類	部数
申請書	<住宅性能証明のご申請> ・住宅性能証明申請書 ・委任状(代理者が申請手続きをおこなう場合) ・申告書	(★) (★)
	<増改築等工事証明のご申請> ・増改築等工事証明申請書 ・委任状(代理者が申請手続きをおこなう場合) ・申告書	
図書	・付近見取図	正副 2部
	・仕様書(仕上表含む)	
	・配置図	
	・各階平面図	
	・立面図 ・矩計図又は断面図	

● 上記以外に申請する基準を満たす根拠となる図書等が必要となります。

省エネルギー性	次のいずれか	正副 2部
	・断熱等性能等級4を満たす根拠となる図書等 矩計図、開口部リスト、開口部比率計算、外皮計算、結露防止対策等 ・一次エネルギー消費量等級4以上を満たす根拠となる図書等 矩計図、開口部リスト、外皮計算、一次エネルギー消費量計算、設備機器の性能を証明する資料等	
耐震性	次のいずれか	正副 2部
	・耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)2以上を満たす根拠となる図書等 伏図、壁量計算図、壁量等計算書、構造計算書など ・免震建築物であることを満たす根拠となる図書等 構造計算書、免震建築物の維持管理に関する資料など	
バリアフリー性	・高齢者等配慮対策等級(専用部分)3以上を満たす根拠となる図書等 平面図、仕上表など	

● 申請する基準に適合していることが確認できる証明書等を活用する場合は添付をしてください。

住宅の新築又は新築住宅の取得の場合	・JIOが交付した又は交付する以下の書類で申請する基準の適合が確認できるもの 設計住宅性能評価書、長期優良住宅技術的審査適合証、低炭素建築物技術的審査適合証、省エネ住宅ポイント対象住宅証明書、現金取得者向け新築対象住宅証明書、【フラット35S】適合証明書	正副 2部
既存住宅の取得の場合	・JIOが交付した以下の書類で申請する基準の適合が確認できるもの 新築時に取得した建設住宅性能評価書、【フラット35S】適合証明書及び既存住宅に係る建設住宅性能評価書(既存住宅用家屋取得の日前2年以内に交付されたものを除く)	
住宅の増改築等の場合	・JIOが交付した以下の書類で申請する基準の適合が確認できるもの 既存住宅に係る建設住宅性能評価書(既存住宅用家屋取得の日前2年以内に交付されたものを除く)	

(※)増改築等の場合、省エネルギー性は改修前及び改修部位の設計図書、耐震性及びバリアフリー性は改修に係る設計図書が必要です。
(※)上記以外にも審査及び検査に必要な図書、資料をご提出いただく場合がございます。

物件のご依頼、お問合せは下記へお願いいたします。

申請のお申込み、お問合せ先	担当エリア
株式会社日本住宅保証検査機構 住宅評価部 性能評価センター 〒136-0071 東京都江東区亀戸2-26-10 立花亀戸ビル6F TEL:03-6861-9214 FAX:03-6861-9237	下記の担当エリアを除く日本全域
株式会社日本住宅保証検査機構 東北支店 東日本性能評価センター 〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町2-1-29 仙台本町ホンマビルディング 3F TEL:022-215-2356 FAX:022-215-7051	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、 福島県、新潟県、山梨県、長野県
株式会社日本住宅保証検査機構 中部支店 中部性能評価センター 〒460-0002 愛知県名古屋市中区丸の内2-20-25 丸の内STビル9F TEL:052-218-6214 FAX:052-204-6508	愛知県、岐阜県、三重県、静岡県、 石川県、富山県
株式会社日本住宅保証検査機構 大阪支店 関西性能評価センター 〒550-0002 大阪府大阪市西区江戸堀1-10-8 パンフィックマークス肥後橋6F TEL:06-7711-0002 FAX:06-7711-7744	大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県、福井県、 岡山県、広島県、山口県、鳥取県、島根県、徳島県、香川県、 愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県